



9月議会・文教委員会(10月5日)
中森辰一議員の質問

可部給食センター 民間委託で異物混入相次ぐ 市「万全の体制をとったが問題起きた」

二学期から給食調理業務が民間委託された可部給食センターで異物混入が相次いだ問題で、中森議員は「安全より効率が優先になっていないか」と指摘し、原因究明を市に求めました。

市は、「市の基準を超える人員を配置し、熟練者も加えて万全の体制をとったが今回の問題が起きた。安全を最優先にしてミスを許さない研修を実施していきたい」と答えました。

異物混入に対する市の対応

フルーツポンチに金属片1.5センチ (9月5日、鈴張小)

電動で缶を開けた際に切りくずが混入したもの。確認不足が原因と考えている。再発防止策として以下の3点を確認した。

- ① 缶を開ける際にすべて切らずに一部を残して開ける。
- ② 缶を開けた際に異物がないか確認する。
- ③ 内容物を別な容器に移す際に再度確認する。

ソテーにひからびた幼虫1.2センチ (9月13日、亀山小)

以前は野菜を切った後に洗っていたが、虫混入を防ぐため、洗った後に切る方法に変えた。

チャーシューメンにアルミ片と銅片 (9月13日、亀山中)

食材や給食施設などを詳細に検討したが、アルミ片と銅片が入る可能性は発見できなかった。今後とも現場指導の徹底を図り再発防止に努めたい。

センター方式でのアレルギー食対応 学校現場との密接な連携とれるのか

中森議員は、モデル事業として可部給食センターでアレルギー食に対応することについて、「センター方式では学校現場との密接な連絡調整がとれず、厳密なアレルギー食は無理ではないか」と述べ、市の取り組みを聞きました。

市は、安全を第一に進める必要があるとし、健康状態や個人差を把握したうえで、学校医や校長、学級担任、学校栄養職員など全関係者が対応できる体制を整備し、保護者と連携して慎重に取り組みたいと答弁。また、学識経験者やアレルギーの専門員などで構成する「安全でおいしい給食検討委員会」で検証評価を重ねて充実を図っていく考えを示しました。

小・中学校教員の健康管理 年々増える休職者 長時間労働の原因つかんで対策を

中森議員は、小・中学校の教員の病気休業者・休職者が増加している問題を取り上げ、「精神疾患の増加には現場への支援も必要。対症的な対策とともに長時間労働の原因を考える必要がある」と指摘し、①健康障害の原因追究、②現場の実態把握のための管理職の役割重視、③教育委員会による実態把握など、的確な対応を求めました。

市は、「学校教育の充実を図るには、教員一人ひとりの資質向上とともにそれを支える健康の保持増進が非常に重要」と述べ、一層健康管理に取り組む考えを示しました。

教員の休業・休職状況と市の対策

小・中学校教員の休業者・休職者の状況(9月1日現在)

- ・1ヶ月以上の病気休業者32人(うち精神疾患17人)
- ・休職者数38人(うち精神疾患20人)

小・中・高・養護全体の休職者推移

02年度77人、03年度80人、04年度81人

市がこれまでに起こった対策

教育委員会に学校衛生委員会設置／全校に教職員保健管理担当医配置／メンタルヘルズ講座、相談員配置／市立学校教職員健康管理システム

就学援助制度 所得減を背景に利用者増加 市の責任で制度の維持・拡充を

給与所得者の収入減を背景に就学援助制度(※1)を利用する家庭が増えていますが、政府は今年度から国庫補助を一般財源化しました。

中森議員は、実状に合わせて制度を維持拡充するよう要望。市は、「6月議会でも答弁(※2)したが、同制度は義務教育の円滑な実施、教育の機会均等を保障する重要な制度だが、認定基準の元である生活保護基準が見直されたことも含めて検討している」と答えました。

※1 経済的な理由により就学困難と認めらる児童・生徒の保護者に、学校で必要な学用品などの経費について援助する制度

※2 「学校教育法第25条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとしている」(6月議会・本会議 教育長答弁)

広島市の就学援助認定者数

04年度 21,670人(22.8%)

(99年度と比べて7551人増 8.6ポイント増加)

05年度8月末 22,048人(23.04% 湯来町含む)

(湯来町除くと21,962人 04年度同期と比べ約3.5%増)

今年で4年目となる県の「基礎基本学力定着状況調査」は、小学5年生と中学2年生を対象に学力テストをおこない、基礎基本学力の定着状況や教科指導などの実態を把握し、指導の改善充実を図ることを目的としています。

中森辰一議員は文教委員会で、同調査に対する対応と少人数学級のとりくみについて質問しました。

基礎基本学力定着状況調査 結果への対応

学校の実態に応じた支援こそ重要

一部の県教育事務所が同調査で成績の悪かった学校の教務主任を集めて研修をおこなった。広島市ではどうか？

【市答弁】 全校の教務主任を集めて実践発表や教育課程の改善などの研修をしているが、一部の学校のみを対象とした同調査の趣旨と異なるような指導はしていない。

市平均よりも通過率が低かった学校に対し、市教委の指導主事が訪問指導したと聞いているが？

【市答弁】 これまでの通過率の推移や学校経営計画などを総合的に判断し実施している。改善計画がある学校では実践例などを聞き取り、取り組みができていない学校には計画的な取り組みや保護者への積極的な情報開示を指導助言している。

時間をかけて子どもたちのつまづきを明らかにして指導したり、生活面の改善で学習意欲を引き出そうとしている学校もある。学校の実態や課題に応じた必要な支援こそ重要では？

【市答弁】 授業中勉強がわからない生徒が顔を伏せ、学年の履修内容を克服できないまま進級・卒業していく状況があり、個に応じた指導が必要と考えている。学級崩壊や不登校などに対応するために非常勤講師を配置するなど支援に努めている。

少人数学級 山形県では小学校全学年で実施

市費で対象学年の拡大を

丁寧な対応には学級規模が大いに関係すると現場の指摘もある。県による小学1、2年生の35人学級等少人数教育による効果は？

【市答弁】 昨年度調査によると、児童と教師のコミュニケーションやきめ細かな指導の充実により、低学年の学習習慣や生活習慣の定着に一定の成果を挙げている。

山形県では独自に小学校全学年で少人数学級を実施した。広島市も独自に対象学年を拡大してはどうか？

【市答弁】 昨年公表した「少人数教育推進のための段階的プランの素案」の具体化にむけ、今年度末をめどに中間まとめを策定する。財政上、現段階では来年度の拡充は難しい。

特別な課題を抱えた学校には市費で加配することも必要では？

【市答弁】 現在、市独自に小学3年生の少人数授業などをおこない、各校の教育課題解決のために県費で小中学校に教諭を約230名加配している。また、教科指導や特別支援教育の充実のために市費で小中学校に約560名の講師を配置している。

少人数「授業」とらわれず、生活指導の面で加配すべきでは？

【市答弁】 低学年のときに学級崩壊があったから学力テストで通過率が悪くても仕方ないと済ませられない。各校の実情と施策状況をみながら条件整備の充実にも努めたい。



9月議会・厚生委員会(10月6日)

藤井とし子議員の質問

3号被爆認定基準 広島と長崎で解釈に違い

広島でも救護活動確認できれば認定を

藤井議員は、被爆直後の被爆者の救護や遺体搬送で放射線を浴びた「3号被爆者」の認定基準が広島と長崎で違うことが今年7月に明らかになった問題について質問しました。

広島 … 一日10人以上の輸送、救護活動の確認で認定
長崎 … 10人以上の被災者の収容が確認できた公的施設での救護活動が確認できれば認定

基準や運用の仕方について長崎市と情報交換は？

【市答弁】 担当者レベルで意見交換しているが、逐一細部まではしていない。

3号被爆認定基準の解釈の違いはどうして生じたのか？

【市答弁】 広島では、基準を定める際の専門家の意見が、50人位の被爆者を数日間直接に取り扱った場合に放射能の影響が考えられるとのことだったため、「50人」を「10人以上」、「数日間」を「一日」とし、「一日当たり10人」で運用されてきた。

長崎では、10人以上の被災者を収容した公的施設での救護活動が確認できれば認定し、人数は問わない。

国保料申請減免制度 所得3割以上減のみ対象

恒常的低所得者の救済措置を

藤井議員は、市が今年度から国保料申請減免の対象を前年所得が3割以上減少した場合に狭めたため、国の法定軽減(生保基準の40%以下)の対象外となる恒常的低所得者が困窮している例を紹介し(※)、あらためて救済措置を強く求めました。

激変緩和措置はどうなるのか。来年度からどうしたよいか。

【市答弁】 激変緩和は今年度限り。納付困難な人には相談にのり、分割納付で支払える範囲内での納付をお願いしている。

国の法定軽減でも救われない低所得者が最低生活費を削らざるをえないような保険料を見直すべきではないか。

【市答弁】 (保険料賦課割合の見直しで)国の法定軽減が拡充された。現在、国保加入21万世帯のうち4割は法定軽減を受けている。これに代わる制度は考えていない。

※ ある建築業の夫婦と娘の3人家族は月収20万円で、支出は仕事経費5万円、家賃5万円、生活費10万円。国保料滞納で資格証明書となり、水光熱費も払えず止められていたが、市の申請減免制度(改悪前)で月2万円前後の国保料が月3千円程度となり、滞納分や光熱費、市民税の滞納も払えるようになった。ところが今回の見直しで減免対象から外れ、国保料が月1万5千円となったため払えなくなった。